

第 9 回 大 阪 府 環 境 審 議 会
会 議 録

平成 9 年 9 月 1 1 日 (木)

KKRホテルオーサカ 3 階「銀河」

(午後2時30分開会)

○事務局 それでは、お待たせいたしました。まだお見えでない委員の方々もおられますが、予定の時刻が参りましたので、ただいまから第9回大阪府環境審議会を開会いたします。

なお、現在ご出席いただいております委員の方々の人数は30名でございます。大阪府環境審議会条例の規定によりまして、本会は成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

申し遅れましたが、私は当面の進行役を務めさせていただきます環境政策課課長代理の榊田でございます。よろしくお願い申し上げます。

議事にお移りいただきます前に、平成9年6月20日の審議会以降新たにご就任いただきました委員の方々をご紹介します。

お手元に「委員名簿」をお配りしておりますので、ご覧いただきたいと思います。

まず、学識経験者委員につきまして、7月1日付で委嘱させていただきました産経新聞大阪本社社会部長の高尾元久委員でございます。

次に、大阪府議会から選出されまして、8月19日付で委嘱させていただきました冨田健治委員でございますが、所用がございまして、後ほど来られるということになっております。

また、近畿地方建設局長につきましては、人事異動による交替でございまして、8月1日付で竹村公太郎委員に就任していただいておりますが、本日は所用のため、代理の方のご出席でございます。

それでは、開会に当たりまして、高杉環境保健部長から一言ごあいさつを申し上げます。

○高杉環境保健部長 環境保健部長の高杉でございます。環境審議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方には、本日はご多用のところをご出席いただきまして、また、平素より本府環境保健行政の推進に格段のご支援、ご協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、6月の審議会におきまして、「環境影響評価制度の在り方について」、知事の諮問をさせていただいたわけでございますが、その後、学識経験者の先生方による専門委員会を設置していただき、精力的なご審議をいただいております。本日は、議題

にもありますとおり、「環境影響評価制度の在り方の中間まとめについて」、専門委員会からご報告をいただくことになっております。

ご承知のように、今日の環境問題は、今生活をしております私たちだけの問題ではなくて、次の世代に、さらにはその次の世代と、将来にわたっての大変大きな問題でございます。その中で、環境アセスメントは、良好な環境を確保し、これを将来の世代につないでいく上で、極めて重要な手続であると認識しておるところでございます。

先日、府庁で開催されました「こども議会」——小学校、中学校の生徒さんが中心でございましたが、その中から大変環境問題についての活発なご意見をいただきました。川をきれいにしてほしいとか、リサイクル品をもっと活用してはどうかといったようなかなりきめ細かなご提案も含めてあったわけでございます。子供たちのこういった環境に対する関心度も高いということを実感した次第でございます。

府といたしましては、こうした子供たちが将来においても健康で豊かな生活を享受できるように、環境アセスメント制度の充実・強化をはじめとして、環境行政の一層の推進に努めてまいりたいと存じます。

委員の先生方におかれましては、引き続きご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げますとともに、活発なご審議、ご意見をよろしく賜りますようお願いいたします。

○事務局 それでは、矢吹会長に議事をお願いしたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

○矢吹会長 それでは、早速、お手元の会議次第に従いまして議事を進めさせていただきますので、どうぞよろしくご協力のほどをお願い申し上げます。

議題1「環境影響評価制度の在り方の中間まとめについて」でございます。前回、6月に開催した審議会におきまして、知事から「環境影響評価制度の在り方について」諮問を受けました。そこで、本審議会では、近藤先生を委員長とする専門委員会を設置しまして、専門的な見地からご検討をお願いしておりました。

本日は、最初にこの中間まとめのご報告をいただき、その内容に関しましてご審議をお願いしたいと思います。その後、前回確認いたしました府民の意見を聴く具体的な方法につきましてのご審議をお願いしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、近藤委員長さんから専門委員会の検討結果についてご報告をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○近藤委員長 ただいま会長から紹介がございましたように、本審議会のご指名によりまして、環境影響評価制度専門委員会の委員長を務めさせていただいております近藤でございます。専門委員会の検討経過及び検討結果につきまして、私からまず要点をご報告し、後ほど事務局の方から詳細をご披露願う、こういう形にさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、検討経過でございますが、前回の6月の審議会におきまして、大阪府の「環境影響評価制度の在り方について」のたたき台を9月末までに専門委員会で取りまとめるようにと、こういうふうなご指示を得たわけでございます。

そういうことで、私ども専門委員会といたしましては、これを受けまして、委員会を3回開催させていただきました。また、そのほか、各委員の先生方から事務局に意見とか、あるいは指示を直接行っていただいて、非常に精力的にご審議をいただいたわけでございます。

その結果、このたび専門委員会報告としてお手元にお配りしましたような資料、「中間まとめ」を取りまとめたので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、専門委員会の検討経過につきまして、まず説明をさせていただきたいと思っております。

資料の表紙を入れて2枚をめくっていただきますと、まず目次がございますけれども、構成は、「Ⅰ 制度をとりまく状況」、それから「Ⅱ 今後の制度の在り方」、それから最後に「参考資料」という区分けになっております。

まず、「Ⅰ 制度をとりまく状況」と「参考資料」につきましては、前回の6月の本審議会におきましてご審議をいただきました内容が中心となっております。

それから、4ページの「Ⅱ 今後の制度の在り方」につきましては、その中の「Ⅰ 検討に当たっての基本的な考え方」でございますが、現在の府の要綱は、ご承知のように、全国的にも大変先導的な役割を担ってきたということから、その運用面を含めた内容をそのまま基本的に維持しまして、それをさらに充実させるということを基本にいたしました。

また、新しい制度というのは、環境基本条例に根拠を置いた制度であること。それから環境基本条例に基づいて環境の範囲を幅広くとらえる。それから行政手続条例に規定された行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ること。それから環境影響評価法との整合を図ること。これらのことを基本として、さらにその充実を図るべきという

ことにさせていただきます。

「2 制度の目的及び形式」につきましては、要綱は、法規範としては力が弱いので、条文による制度することが適当である、ということにさせていただきます。

続きまして、「3 対象事業」につきましては、その種類、規模を拡大すること、とさせていただきます。

その次の「4 評価項目」につきましても、拡充することにいたしまして、環境基本条例が対象とする環境を評価の対象とすることにいたしまして、このことによって地球環境、生態系の多様性などの項目が新たに対象となったわけでございます。

続きまして、7ページの「5 早い段階での環境影響評価」につきましては、早い段階からの環境影響評価を充実するために、実施計画書の段階から住民参加の手続を導入すること、さらに港湾計画を対象とすること、とさせていただきます。

次に、8ページの「6 総合的な環境影響評価」の実施につきましては、事業者は代替案を検討し、準備書に記載すること。また、複合影響や関連事業による影響も予測評価することなどが必要、というふうに書かせていただきました。

続きまして、10ページの「7 情報公開及び住民参加」につきましては、住民に対して適切な情報公開を行うことを前提として、住民参加の機会を充実するよう提言しております。

11ページの終わりにございます「環境影響評価委員会」につきましては、今後も引き続き重視することにいたしました。

12ページの終わりの「9 事後の措置」につきましては、新たに環境監視を制度に位置づけることということにしまして、実効性を確保するための提言を幾つかその中に記しております。

続いて、14ページの中ほどの「10 その他」につきましては、国の制度や市町村の関係、手続の再実施について整理をさせていただいております。

また、「環境影響評価を支える基盤の整備」のところでは、環境影響評価を有効に機能させるためには、特に重要な項目がございまして、環境情報等を一元的に収集、公開、提供、活用するために、府は環境影響評価情報センターを設置するなど支援体制の整備に努めること、というふうにさせていただきます。

今後の制度の在り方につきましては以上のようにございますけれども、委員会の中で、新しい制度がより適切な制度となるように、制定後の適当な時期に見直しをすることが

必要である、という意見がございましたことを付け加えさせていただきます。

以上で要点につきましてご説明申し上げたわけでございますが、これは、各項目にわたって、いわゆる充実した内容となるような提言をさせていただいているということをご了解いただきたいと思います。なお、内容の詳細につきましては、引き続き、先ほど申し上げましたように、事務局の方から説明をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○事務局 事務局をいたしております環境管理室長の小野沢でございます。

それでは、専門委員会委員長からご指示がございましたので、「中間まとめ」の説明をさせていただきます。若干委員長のご説明とダブるところがあるかと存じますけれども、ご一読いただきたいと思います。

それでは、資料の4ページにお戻りいただきたいと思います。

「Ⅱ 今後の制度の在り方」でございます。「1 検討に当たっての基本的な考え方」ということで、「今後の制度を考えるに当たっては、現在の府要綱の運用面を含めた内容を維持することはもとより、さらに充実させることが基本である。」というところで、ここに強い姿勢が打ち出されているということでございます。

また、新制度は、環境基本条例に根拠を置いた制度であるということ、4点を基本といたしまして、さきの平成5年12月の大阪公害対策審議会からのご指摘のあった課題、これは前回6月20日の審議会におきましてご説明させていただきましたそういう中身を中心に充実を図るべきである、ということになっております。

2の「制度の目的及び形式」でございますが、制度の目的、これは、事業の実施に伴う環境への影響について、あらかじめ適正に調査、予測、評価を行い、その結果に基づきまして、事業に係る環境の保全について適正な配慮が行われるようにすることを目的とする。その中で、住民の参加、知事、市町村長の関与等の手続その他所用の手続事項を定めた制度でございます。

制度の形式は、広範な関係者の役割を規定する必要があること、実効性をより一層担保する必要があること、公正の確保、透明性の向上、また国が法律による制度としたということ、
「条例による制度とすることが適当である。」とされております。

「3 対象事業」でございますけれども、2つ目の○でございますが、地球環境、生態系の多様性の確保等の新たな課題への対応、それから、これまでの制度運用の実績、

地域の環境の特性を踏まえた上で、種類、規模を拡大をして、基本的には限定列挙することが適当である。しかしながら、対象事業以外の事業でも、単独または他の事業との重合によって、対象事業と同程度に環境影響を及ぼすおそれが生ずることもあるということで、このような事業についても評価を実施することが可能な制度とすることを必要、としております。

評価項目でございますが、6ページにお移りいただきまして、2つ目の○の下の方でございますが、「地球環境、生態系の多様性等を含めた環境基本条例が対象とする環境、これを評価の対象とすることが適当である。」という原則でございます。

その次の○でございますが、安全に関して、「防災等の別の体系で対応されるものであるけれども、環境との関わりという観点から取り扱われることが望ましい。」ということにしております。

現在も、実は一部面開発等で、気象、地象、水象等の中で、周辺地域への安全性の確保という観点から予測・調査をされている状況でございますけれども、まだ結果的にといたしますか、二次的に環境に関わっていく事象があるということで、必要に応じて安全対策について技術は必要、という観点でございます。

3つ目の○にいきまして、「生態系、文化財などは周囲の構成要素を含めて保全する考え方を導入する。」ということで、貴重種でございますとか文化財、それだけがぽつんとある状況では余りよろしくないのではないかと。その周囲のことも含めた配慮が必要である、という趣旨でございます。

(2)の「評価項目の選定」でございます。府要綱では、実施計画書の段階から指導・助言を行っております、知事によりまして、実質的にスコーピングがなされているということでございますが、さらに新制度では、この実施計画書の段階から、情報公開、住民参加等の手続を加えることが適当である。また、スコーピングに際しましては、原則として評価委員会の意見を聴く仕組みとすることが適当、となっております。

「5 早い段階での環境影響評価」につきましては、評価の開始時期でございますけれども、現在の府要綱では、事業計画の内容がある程度固まり、環境影響評価に係る調査を開始する前に、実施計画書の提出を求めて、知事が必要な助言を行っているということでございます。比較的早い段階からの環境評価の収集等がなされて、環境保全に配慮が行われる制度となっております。

そこで、新制度では「実施計画書の段階からの住民参加の手続を導入し早い段階での

評価を充実することが適当である。」としております。具体的には、実施計画書についても、公告・縦覧を行い、住民の有する意見、関係する市町村長の意見を把握して、これに対して事業者の見解を明らかにするということで、適切に反映させる手続をすることが適当、ということになってございます。

(2)の「上位計画における環境配慮」につきましては、個別の事業計画策定の前には、上位計画としては基本構想とか基本計画が決められることが一般的でございます。この段階から環境への配慮を検討して、計画に反映させることが重要である、というご指摘でございます。港湾計画は、確かに上位計画に位置づけられているということですが、港湾計画というのはある程度具体的なものが見えているという状況でございますが、これは対象することが適当である、と。

2つ目の○の「なお」以降でございますが、港湾計画以外の上位計画につきましては、まだまだ検討を要する事項が多いということで、引き続き検討が必要、ということにされております。

とりわけ、府は、環境基本条例の第8条でございますが、府の施策策定に当たりまして、「環境保全と創造を図る見地から、環境に十分配慮する。」という規定がございます。そういうことを考えますと、上記計画における環境配慮の仕組みの構築に向けまして、積極的に取り組んでいくことが望まれる、というご提言になってございます。非常に重い宿題というようにも理解されるわけでございます。

「6 総合的な環境影響評価」というところでは、まず、(1)の「代替案」でございます。「事業者は事業計画の構築に当たって、事業の実施場所、事業規模、環境保全対策の内容等について代替案を検討し、計画案に至った検討の経緯を準備書に記載することが適当である。」とされております。

9ページに参りまして、(2)の「複合影響」でございます。複合影響等の予測評価、これを制度に位置づけて、準備書に記載される必要がある、ということございまして、その事業のインパクトだけではなくて、バックグラウンドを取り入れたアセスをやっていくべきである、という観点でございます。

(3)の「関連事業」でございますが、一番下の○のところですが、「対象事業だけではなく密接に関連する事業や交通アクセスも含めた予測評価が行われる制度とする必要がある。」ということで、大阪では、実は関西国際空港、りんくうタウン、土砂採取といった、同じ時期に同様の地域で重ねられた3つの事業が行われまして、これはお互いに

相手の事業をバックグラウンドなりに取り込みまして、総合的なアセスをやったということがあるわけですが、それを制度としてきちんとする必要がある、という趣旨でございます。

10ページに参りまして、「7 情報公開及び住民参加」でございます。

(1)の「住民参加の目的」ということで、「適切な情報公開が行われる中で、住民が環境保全上の意見を述べ、事業者の見解を明らかにすることにより、事業者が行う適正な環境保全上の配慮の確保に資することにあると考えられる。」

(2)の「住民参加」でございますが、府要綱では、住民参加の場といたしまして、現在、準備書、評価書の縦覧、それから住民説明会への参加、さらに準備書に対する事業者及び知事への意見の提出、公聴会での公述、これが規定されております。意見を述べることのできる住民の範囲は、準備書に対する事業者への意見の提出、公聴会での公述といえますのは、関係地域の住民だけに限られているということで、それ以外は地域限定をしてございません。

今回の法律でございますが、方法書の段階、それを公告・縦覧ということが新たに規定されておりました。府の制度におきましても、同様の制度とすることが適當、ということでございます。

実施計画書、準備書、評価書の縦覧につきましては、縦覧場所、縦覧時間等につきまして標準的事項を規定するという。それと、知事は関係地域に限らず準備書を閲覧できるようにすることが望ましい、ということでございます。

住民説明会でございますが、これも開催場所、開催頻度等につきまして標準的事項を規定することが必要、とされております。

公聴会につきましては、開催を原則とすることが適當。

それから、住民が意見を述べる機会は、実施計画書段階での意見が加わるということで、準備書段階、公聴会の公述と合わせて3回ございます。これまでは2回でございます。今回は3回ということで提言がございます。

その意見に対しまして、事業者見解を次の段階までに住民に提供することが必要、ということで、フィードバックをきちんとやるべし、というご意見でございます。

それから、意見を述べることのできる住民の範囲は、全ての機会における地域限定をしないことが適當、ということでございます。

(3)の「情報公開」でございます。準備書の縦覧にあわせまして、現地調査結果、予測

調査結果等の基礎資料を閲覧できる仕組みとする必要がある、という提言でございます。これは、準備書作成のもとになります様々な調査データ、いわゆるコンサル報告といえますか、そういうものがたくさんあるわけでございますけれども、そういう基礎資料を縦覧できるとする仕組みを提言いただいております。

それから、府が所有している環境情報、それから今までの事例等につきましても適切に整理をして、この評価制度に基づく図書や資料とともに、閲覧場所、期間を充実させて公開する必要があるということで、一層の充実を図れ、という趣旨でございます。

「8 環境影響評価委員会」でございますが、評価委員会は、学識経験者により構成され、科学的、客観的な立場からの環境上の事項を検討し、技術指針の策定や改定、準備書についての専門的な事項に係る意見、それを知事に述べるという極めて専門性の高い機関として位置づけられております。必要に応じては、関係住民、事業者その他の者に意見の開陳を求めることも制度化されているわけでございます。

今後ともこの専門的な事項の重要性は増すということで、この立場を保ちつつ、有効に機能させる必要がある。

そのために、実施計画書段階でも、委員会に意見を求めることが必要で、評価委員会での検討結果、資料、こういうものは、公告・縦覧に合わせて閲覧できるようにすることが適当、とされております。

また、環境保全技術、予測技術は、日進月歩、非常に進歩が早いということ。また、場合によりましては研究途上のものも多くあるということで、技術指針に定める調査・予測等の方法は、評価委員会の意見を聴いて定めるとともに、改定をしていくことが必要である、とされております。

「9 事後の措置」でございます。(1)の「環境監視」でございますが、現在、府の要綱には監視の規定はございません。事業ごとに知事が意見を述べてやっていただいているのが現状でございます。

13ページに参りまして、この環境監視を制度に位置づけて、その実施等に係る報告、監視結果の報告等の所要の手續を定めることが適当。もちろんここでは、結果は公開とすることが必要である、とされております。

(2)の「事後の調査」でございますが、評価書に記載をされました環境保全対策、それから知事意見等に関する事業者見解を求めた中での環境保全上の措置、これらの実施状況に関する報告を求める制度は、今は規定をされてございません。この新制度では、実

効性を高めるということで、実施状況について報告を求めるとともに、必要に応じて調査するなど所要の手続を定めることが適当、とされております。

(3)の「実効性の確保のための措置」でございますが、14ページの○のところでございます。新制度では、府要綱が現在規定している措置に加えまして、事業の実施後に、正当な理由なく、評価書の記載の環境保全対策、それから事業者見解に基づく保全上の措置、それから事後の環境監視の結果、こういうことによって必要となりました環境保全対策が実施されていない場合には、事業者への勧告、公表、許認可等の権限を有する者への要請等の制度を導入する必要がある、ということでございます。

「10 その他」でございますが、(1)の「国制度との関係」でございます。2番目の○でございますが、法対象事業については、法律の手続が適用となります。知事は、その中で意見を述べる等一定の関与が行える仕組みとなっております。知事意見の形成に当たりましては、住民参加、評価委員会の意見求めるなど、現在の府の制度を可能な限り取り込むことが適当である、ということでございます。

下の○でございますが、法対象事業につきましては、方法書、準備書、評価書の公告・縦覧、関係地域の決定、説明会の開催、住民意見の聴取の手続に関しましては、事業者が行うこととされております。これは、いわゆるセルフコントロールという立場であるようになっているかと理解をしておりますけれども、現在、府の要綱では、これらは全て知事が行うということになってございます。一連の手続の中で知事は助言、協力等積極的な役割を果たすことが必要。事業者任せにせずに、知事の積極的関与をうたわれております。

それから、15ページに参りまして、条例対象事業につきましては知事が行うことが適当、ということになってございます。

(2)の「市町村との関係」でございますが、現在、大阪府下市町村では、枚方市が条例、大阪市、八尾市、高槻市、箕面市が要綱として、現在制度を持ってございます。この市町村制度との手続内容、事業の規模、それから環境影響の範囲等を勘案して、役割分担については行政間で十分調整を図ることが必要、とされております。

それから、知事意見の形成に当たりましては、審査の期間が法律では実は限定されるということになります。政令で期間が定められることとなっております。

そうしますと、非常に忙しくなってくるわけでございますが、府は適切な技術支援を行う必要がある、というふうにされております。

(3)の「手続の再実施」でございますが、16ページへお移りいただきまして、新しい制度におきましても、現要綱と同様に、手続の全部または一部の再実施について知事と協議する制度とすることが適当である、ということになっております。

(4)の「環境影響評価を支える基盤の整備」でございますが、この制度を有効に機能させるためには、環境情報等を一元的に収集、公開、提供、活用できる仕組みが必要である。このため、支援をする体制の整備に努めることが望まれる。また、インターネット等の有効活用ということも提言されております。

それから、一番最後でございますが、いろいろな調査データ、これは調査等に一定の技術水準を確保するなど高い信頼性や客観性が担保させる仕組みを整備することが必要、とのご提言でございます。

あと、参考資料といたしまして、検討に際して使用した資料が後ろに付いてございます。

以上でございます。

○矢吹会長 ありがとうございます。

この報告を取りまとめられました近藤委員長はじめ専門委員会の委員の皆様に対しまして、心から感謝の意を表する次第でございます。どうもありがとうございました。

それでは、この専門委員会の中間まとめに対しまして、皆様方のご質問、ご意見がございましたらお伺いさせていただきます。どうぞお願いいたします。

○小林委員 委員の小林でございます。

中間まとめについての意見と申しますか、私、この間、環境影響評価制度専門委員会の第2回、第3回の委員会を傍聴させていただきました。専門委員の皆さんは、府が出しましたたたき台をもとに、真剣な議論をされて、例えばあいまいな記述を正確なものにということで、きょうもご報告ありましたけれども、かなり厳しい意見も出されてまして、それが中間まとめとして、きょう出されたことにつきましては、私自身も理解をし、敬意を表するものではございますけれども、なお、私としての疑問、意見、若干ございまして、申し上げたいと思います。

その一つは、大阪府環境影響評価要綱に基づいて今までアセスを実施し、府域の環境保全に一定の成果を上げるとともに、定着しているというふうには評価をされているわけですが、これは、成果だけではなくて、要綱実施の結果についてシビアに総括をすべき問題があるのではないかと私は思いました。

といいますのも、現在、環境はますます悪化をしている昨今、特に大阪府域の環境はどうか。大変深刻な状況が続いていると思います。大阪のNO₂汚染悪化は10年でワースト2だというふうに平成8年度調査で明らかにされたのが、新聞でせんだって報道されております。NO_xの総量削減計画は、2000年度達成を目指しておりましたけれども、そのめどが立たない。計画変更を迫られているというのも今の実態ではないでしょうか。

その他、浮遊粒子状物質対策、これも、このままではだめだ、ちゃんとした対策をとらなければいけないし、今最大の問題になっておりますダイオキシンなどの有害化学物質による汚染、産業廃棄物や一般廃棄物、ごみ問題等々、これらに対する処理対策など新たな問題に府は直面していると思います。府域の環境悪化が府民の健康への不安を一層広めているということも事実でございます。

その一方で、府要綱に基づくアセスの実施に対して、全てと言っていいほどの案件に住民は納得していません。高速道路、あるいは幹線道路も含めて、合意のないまま建設が進められているというのが現状です。

私の控室にも多くの住民の方々が常に相談を持ち込んで来られるのが環境問題です。乱開発や自動車の規制問題、これができていない。有効な手だてがとられていない。これが今の要綱に基づくやり方。そういう意味では、環境影響評価制度の在り方を審議するこの機会に、府要綱の弱点や欠陥を謙虚に総括して、より積極的な条例をつくるべきだと私は考えます。

そういうことで、基本的な考え方から、きょう出されております中間まとめについて幾つかご質問等、ご意見をさせていただくわけですけれども、具体的な問題といたしまして、7ページの5に「早い段階での環境影響評価」についての項目がございます。先ほどもご説明がありました。ところが、私はそこでちょっとお聞きしたいんですけれども、「早い段階での環境影響評価」というのは、計画の修正や中止などが既成事実によって困難にならない段階というふうに考えていいのか。そして、住民が参加できるアセスの実施が求められるのかどうか。そのように解釈していいかどうか。これは質問なんです。

いわゆる計画段階でのアセス、そして、それに基づいた代替案が出されたときに、代替案に対するアセス、これを明確にすることが非常に大事ではないかと思うんですが、そこら辺がちょっと解釈の仕方が私間違っているかもしれませんので、後から教えてください。

次は、先ほどから大阪府は、環境基本条例に基づいてこの問題を考えていかなければならないとおっしゃいました。それは当然のことで、環境基本条例には、良好で快適な環境を享受することは府民の基本的権利である。あるいは、環境を優先したまちづくりをすべきだと、このように明記をされています。そこから見ますと、本当に条例に明記されたことをきっちりと守っていくということが非常に大事ではないかと思いますが、そういう立場から、10ページの「7 情報公開及び住民参加」の項が非常に大事ではないかと思います。開発計画、開発事業は、必ず地域住民の生活環境に影響を与えます。住民の納得を得るのは当然ですけれども、住民に説明をするだけでなく、意見を聴くだけでは問題は解決しない。徹底した情報公開と、住民が主体的に力が出せて、それに参加をして、意見が述べられる、そういう場を必ずつくるのが大事ではないかと思います。

住民の意見を聴いて、議論を尽くして、それに対して答えを返す制度そのものが必要ではないか。聞きっ放し、あるいは時間切れで終わるということがたびたびありますので、そういうことにはならないような徹底した情報公開、徹底した府民参加、住民参加ということを制度化すべきではないかと思います。

それから、11ページから12ページで「8 環境影響評価委員会」の設置の問題について提起されております。これは非常に重要なことですが、評価委員は第三者性を明確にする必要があるのではないのでしょうか。そういう形で先ほども提案されているのですけれども、例えば当該事業や、計画の立案・推進に関係がない方々で構成するということは非常に重要ではないかと思いますので、そのあたりも明らかにしておくことが大事ではないかと思いました。

それから、16ページの「10 その他」の中の(4)ですけれども、「環境影響評価を支える基盤の整備」についてのところで、大阪府は「環境影響評価情報センターを設置する」と書いております。これについて、府理事者の側から一度説明をいただきたいのですけれども、どのようなセンターを構想しているのか。可能性はどうか。今、財政危機だという中で、こういうことを提案しても、絵にかいたもちになるのではないかという心配もあります。本当につくるのであれば、きっちりとつくるべきではないか。それが私の意見でございます。

最後に、中間まとめが出されましたので、全ての府民に中間まとめを知らせていって、府民からの意見聴取、公聴会などを積極的に行うことが大事だと思います。形式的に終

わることのないようにすべきですけれども、具体的段取り、計画についてはどうなっているのか、お尋ねしたいと思います。専門委員会にのみ任せるのではなくて、この審議会でも大いに議論をする時間を取るべきだと思っております。

以上で私の意見を述べさせていただきました。ありがとうございました。

○矢吹会長 ありがとうございました。貴重なご意見をいろいろ伺いましたが、最初のご質問の住民参加手続を早い段階で云々ということについては、どなたから……。

○近藤委員長 貴重なご意見をありがとうございました。

最初の早い段階といったご質問でございますけれども、現在の環境アセスメントというのは、事業実施段階というところから、アセスメントがある程度できる段階から住民参加という形になっておるわけでございます。私どもが考えましたのは、事業実施段階以前のより早い時期で、既に全ての住民の参加といいますか、そういう形をしていけば、ある程度アセスメントの中で盛り込まれていくということも考えられますので、早い段階というのはそういう意味でございます。よろしゅうございますでしょうか。

○小林委員 今委員長がおっしゃったのはそのとおりだと思うんですけども、行政側というのは、早い段階と言っても計画段階、もうすぐ一緒くたにしちゃうんですよ。そこら辺がごまかしやすいのでね、きっちりと分けてというほうが正確ではないかと思えます。

○近藤委員長 これは、一応中間取りまとめということで、これがもし通りましたから、その後の実施の、要するに指導書といいますか、実際上の問題を討議するところへ進んでいくと思いますが、そういうところで盛り込んでいけるのではないかと考えております。

それから、環境影響評価委員会の委員は無関係の者ということでございますけれども、現在の環境影響評価委員会におきましても、およそ業界とは無縁の専門家ばかりで集まってやっていることでございますし、恐らく今後の環境影響評価委員会もそういう形で運営されるだろうと思っております。

それから、その後のところは行政の方からお答えになった方がいいんじゃないでしょうか。いかがですか。

○事務局 センターの方のお答えを申し上げます。

確かに、小林委員ご指摘のとおり、ただいまの大阪府の財政は非常に厳しゅうございます。ただ、我々といたしましては、まずこの設置に向けて最大の努力をさせていただきます。

くということと同時に、現在、情報のセンターを一部持っております。その活用を当面充実を図りながらやっていく。で、将来的には、物理的にはともかく、こういう資料を十分充実させて、スペースをできるだけ確保しながら、それに実は次のインターネットを活用を図りながら、広く府民の方々に利用していただけるようにしてまいりたい。

ただ、現在の財政状況がございますので、環境行政をあずかる者といたしましては、一刻も早くつくりたいという気持ちでございますが、その辺は、ただいまここにさせていただきますとはちょっと申し上げにくいわけでございますが、十分努力はさせていただきます。

○近藤委員長 今の言葉に付け加えさせていただきますけれども、私どもこれが完成するのは大変結構だということで、少なくともそういう証拠といいますか、こういう発言があったということの中に入れておくことがまず第一に必要なと思ひまして、これをまずここで認めただければ、その後、行政の方も、これをもとにして建設の努力はしていただけるだろうという意味で、ここにまず載せたということが一つ大きな意味があるんだなと私どもは感じておりますので、ご了解願いたいと思ひます。

○矢吹会長 ありがとうございます。

ほかにどなたか。

○若林（正伸）委員 委員の若林正伸でございます。

最初に委員長に確認をしていただきたいんですが、中間まとめに対するいろいろな意見は、きょう全部出しておかなければいけないのかどうか。まだ意見を言う機会というか、審議する機会があるかどうか。後で結構ですからお答えをいただきたいと思ひます。もしきょう全部出さないかんということなら、少しいろいろ細かく申し上げなければならぬ点があると思うので、お聞きしておきます。

私、まだ全部きっちり検討し尽くしてないので、今説明を聞いていて、意見を申し上げるのについて、若干質問としてお聞きしたいところがありますので、よろしく願ひします。

一つは、7ページの、先ほどもお答えになっておりましたが、早い段階の環境影響評価のところ、2番目の○のところ「実施計画書の段階からの住民参加の手續」云々と書いてありますが、そのページの一番上にも「実施計画書段階からの住民参加」ということが書いてあるんですが、これは同じことを言っているんでしょうか、それともまた別な機会のことを言っているんでしょうか。ちょっとわからないので教えていただき

たいと思います。

それから、8ページの3つ目の○ですが、この趣旨は、計画過程での手続というものを今度つくる条例の中で定められた上、引き続き検討する必要があるとか、積極的に努力ということと言われるのか、今回の条例からはこれは外された上で、後に検討あるいは取り組むという趣旨なのか、ちょっとわからないので教えていただきたいと思います。

それから、計画段階と関連して、次の「代替案」のところの問題なんですが、代替案ということはいろいろあるかと思うんですが、代替案の中には、計画を場合によっては中止するということが入らないと基本的な代替案にならないのではないかと思うんですが、この位置づけが、一番下の2行なんですが、これは単に検討した結果を準備書に記載すればいいというだけでとどめられているのか。これは計画段階には入っていないように思うんですが、仮にそれが入っていたとしても、その内容をそういうふうに記載させるということだけで済むという趣旨なのかどうか。これを読むと、そうかなと思うんですが、そこを教えていただきたい。

とりあえずその3点と、最初に言いました意見についてお願いします。

○近藤委員長 7ページの2つ目の○の「実施計画書の段階から住民参加の手続を導入し」と。ですから、早い段階で住民のいろいろなご意見を承って、そして、その実施段階のところ、住民参加の手続がされてきて、そこで実施状況というものが環境アセスに反映されると、こういう意味だろうと思いますが、事務局、日本語が非常に難しいんですけれども、私はそういうふうに理解しております、それを表わしていただいたものだと思っております。

○若林（正伸）委員 同じという意味ですか。同じ手続という意味ですか。

○近藤委員長 そういうことです。

それと、後の件に関しましては、少し法律がかった話にもなりますので、委員長代理の池田さんからよろしくお願いします。

○池田委員長代理 委員長代理を務めさせていただいております池田でございます。

今ご質問があった点については、専門委員会でもより詳しく検討したわけではございませんけれども、上位計画というものについては、政策アセスというような観点もあるわけですから、今回は、港湾計画についてはこの条例でフォローするということが必要である。しかし、それ以外のものについては、いろいろな計画というものが考えられるわけで、これを条例に取り込むということは少し難しだろうということで、その点につい

ては検討を積極的にやってほしいということにとどめるというふうになったと記憶しております。

それから代替案については、計画の中止も含まれるのがというようなお話かと思いますが、これは、代替案そのものの中にそういう考え方が含まれることもあろうかと思いますが、先ほどの上位計画の場合と同じように、一応、環境アセスというものは事業計画を前提として行うものなので、環境アセスの点においては、代替案というものは、事業の実施がある程度前提になって行われるという要素は否めないというふうに考えます。

○若林（正伸）委員 私の質問は、計画段階での代替案ということも含めてなんですが、この中間報告の記載がね、中身が、要するに準備書に検討した経過を記載すればいいというだけで済んでいるのか、いろいろ検討したけれども、ここに至ったという経過だけを書けばいいという趣旨なのか、もうちょっと代替案について、何というんですか、意見を言うとか、代替案を進める方がいいんじゃないかということを使う機会があるとか、そういう意味なんです。要するに経過だけ書けばいいというふうにちょっと読めたので、その辺の位置づけはどうされているんでしょうか、というのが質問の趣旨なんですけれども。

○近藤委員長 それは、例えば代替案が出た場合には、その段階でもう一度アセスメントということはやはり考えられるわけです。そういうのが今おっしゃったことですか。要するに、代替案を書いてしまったら、そのままずっと通っていってしまうんじゃないかと、こういうことだろうと思いますが、そういうお話ですか。そういうストーリーですか。

○若林（正伸）委員 この文章は、事業者が代替案を検討させるのが有効な手段であると、事業者は事業計画の構築に当たって、こういう状況について代替案を検討し、計画案に至った検討の経過を準備書に記載することが適当であると。だから、これをそのとおり読むと、代替案にこういうふうな検討しましたということを記載すれば、それで済んでしまうのかと。だから、何というんですか、そこで検討された代替案の方がいいんじゃないかという議論ができるのかできないのかとか、そういう、代替案の検討の位置づけがどうなのかということなんですけれども。実質的に検討されるようなことで記載されているのか、いやいや、とりあえず代替案を検討しましたよという記載だけで済むのかと。文章だけ読むと、記載しておけばいいというふうにも読めないことはないのか、という趣旨なんですけれども。

○事務局 ちょっと事務局の理解をご説明させていただきたいと存じます。

代替案の検討、計画案に至るまでには、Aコース、Bコース、Cコース、いろいろあります。その中には、場所でありますとか、規模でございますとか、当然、環境保全対策という、どの程度までやればいいのかとかというようなことが、恐らく事業をやっていく上で、計画を固めていく上で検討が当然なされるわけだと思います。

そうしますと、検討に至る経過ということになりますと、当然、比較検討がそこで行われているわけですから、その中身までを組み込んで記載をしていただくのではないかと、事務局としては理解をいたしております。

○若林（正伸）委員 何遍もすみません。要するに、出てきたときに、その出てきた代替案をもうやったらいんじゃないかという検討ができるような位置づけがされているかどうか、という意味なんです。

○近藤委員長 従来の環境影響評価委員会におきましては、代替案とかそういうような例はございませんけれども、変更がございましたときは、もう一度そこで審査をする。専門家の間でもう一遍見させていただく、そういうふうにやってきておるわけでございますので、恐らく事務局はそういうことでおっしゃってたんじゃないですか。

○事務局 今委員長のおっしゃった、いろいろな変更とかそういうことを求めるということになるわけですが、代替案に関しまして、例えば住民意見が言えるのか、準備書でございますから、当然、そういうことについても意見をいろいろ言えるということとで取り扱われるというように理解をいたしております。

○矢吹会長 最初にご質問のございました今後の予定は、後ほどまたないたしますけれども、きょうで審議は終わるわけではございませんので、これからヒアリングをやりまし、ヒアリングの後、また検討委員会を開いていただいて、それからさらに審議会を開くということで、これからまだ慎重に審議をしたいと思っております。これは後ほどまた皆さんにご討議願いたいと思っておりますので……。

そのほかに、どなたか。

○山口委員 連合大阪の山口ですが、前回の審議会の中でも質問させていただいた項目なんです、5ページの「対象事業」のところ、17項目ということで挙げられております。前回は槇尾ダムのごとで具体的に質問させていただきましたが、いわゆる法律といえますか、そういった制定された前の事業と以降の事業の扱い方が違うということをお返答のときにいただいているんですけれども、例えば、以降、国の方針の中でも、ダム建設に

についてはほとんどのところが事業見直し、凍結とか、そういった方向転換もしていく中で、例えば大阪府下にあります槇尾ダム、1点質問させていただきますけれども、この分の方向性というか、これは具体的になりますけれども、質問させていただきたいのと、こういった項目にいろんな形で規制されていくというのは、府民の生活にとっても非常に有意義なことなので、ぜひ進めていただきたいということ。

それともう一つは、温暖化防止会議の中で、CO₂の規制というのがかなり厳しく基準がされますけれども、今、大気汚染の問題一つをとっても、例えば私は交通関係ですけれども、交通運輸の中でも、近々大阪府さんの方にいわゆるトータル——空、陸、海、そういったところで連合体がいわゆる話し合いを持つ場をつくっていただいておりますけれども、そのときは、大阪府の交通を中心とした行政の方が出てきておられる。いわゆる縦の枠の中での連携、そういった処理になるんですが、その中でも環境問題といたしましたら、私たちの交通の産業のところでも、自分たちの仕事の責務としても、今後とも真剣に実行に移していかなければいけない部分ですが、その中で大阪府の行政の在り方ですね、地方分権の推進法に基づきまして、いわゆる第2次勧告が出ておりまして、来年はそれを具体的に国の方からこういうふうにしなさいという施策ができて、再来年にはそれを実施するというような、地方分権が推進する運びになりますけれども、そういったいわゆる交通のところの環境、具体的にいきますと、環境問題、大気汚染に関わる仕事のエリアのところ、本当に有効的な、縦割りを崩した行政、いわゆる話し合いのルートをどういうふうにとられるのかということと、あくまで府庁内だけではなしに、公害は広域になりますので、大阪府下の市町村とのいわゆる横の連携、横の関係、こういったところでの役割がどういうふうに具体的になっていくのかということが、以降のところではわからない、見えてこない部分がありますので、その辺をちょっと質問させていただきたいと思います。

○事務局 槇尾ダムの話が一番初めに出了ましたが、それに関連しまして、対象事業の規模、種類、これを拡充する方向というようにご提言をいただいているわけでございます。そうしますと、どの程度の規模までをこのアセスメント条例なりの対象にするかという議論が、これから行政関係の中ではかなりの議論をして、規模を決めていくということになるわけでございます。

また、法律の方では、12月ごろに法対象の規模が出てまいります。そういうこともよく見極めながら、条例対象はどの程度まで引き下げるかという議論になろうかと思いま

す。

それから、いろいろな事業をやりますと、今交通問題が出てまいりましたが、事業に絡みます交通問題というのは、そこでどれくらいの車が増え、どれくらいの排出量が出てくるかということ、アセスの項目としてやっていただくということになります。しかし、おっしゃいますように、何でもかんでもというわけじゃなくて、まずアセスの対象事業になったもの、それについて、アセスの中で、関連事業も含めて、交通とかそういうことも含めまして、アセスをやっていくということになるわけでございます。

それから、市町村との関係でございますが、当然、対象になりますと、関係地域というものを決めまして、市町村の方に連絡を位置づけていくということでございますから、市町村長の意見も聴取するという制度になっていくというように理解をいたしております。

以上でございます。

○矢吹会長 ほかにご意見ございませんでしょうか。

ございませんようですと、この専門委員会の中間まとめの内容を一応ご理解いただいたと考えてよろしゅうございますでしょうか。

ご意見がございませんので、では、そのようにとらせていただきます。

改めてまた我々としていたしましても、もう一度というか、これからたびたび検討する機会がございますので、そのときにまたやっていただければいいと思いますが、一応、この中間まとめを本審議会の「中間まとめ」ということにさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願います。

それでは、次に進ませていただきますが、前回の審議会でご意見をいただきました府民からの意見を聴く方法についての審議をいたしたいと思っております。

この件につきましては、前回の審議会で、専門委員会の検討結果を踏まえた上で、本審議会の「中間まとめ」をもとにして、公聴会を開くなどして府民の意見を聴くということを確認いたしました。今回は、その具体的な方法についてご審議願います。府民から広く意見を聴く方法としてどのようなものがあるかということ、事務局に整理をお願いいたしましたので、事務局から説明をいただきたいと思っております。どうぞよろしく願います。

○事務局 それでは、事務局から説明を申し上げます。

府民のご意見を聴く方法につきまして、この方法は二つございます。

一つには、ヒアリングによりまして直接ご意見を聴取する方法。そして、もう一つには、郵便、ファックス等によりまして書面でご意見をいただく方法がございます。

次に、この二つの方法を具体的に運営する場合に、あらかじめ定めておくべき基本的な事項につきましてご説明申し上げます。

まず、第1点目のヒアリングによる意見の聴取についてでございますけれども、意見発表者の募集の条件、発表者の選定方法、全体の所要時間、日程、場所等につきまして定める必要があります。

募集条件につきましては、地域ですとか、年齢等による条件を付するかどうか。また、募集の方法につきましては、広く一般に公募する方法をとるのか、また、委員の先生方からのご推薦をいただくのか、という選択がございます。

ヒアリングの全体時間でございますが、通常、2時間から3時間程度というようになっております。

次に、意見発表者の選定でございますが、発表者の持ち時間につきましては、応募人数やヒアリングの全体時間によりまして、おのずと決まるわけでございますが、応募者が多い場合、意見書の提出にかえていただくなどして、人数を制限することもございます。その際の選定方法、これは抽せんなどによってこれを定める方法がとられます。

また、意見発表を希望する方には、応募の際に意見要旨を書面で提出いただくのが通例となっております。

以上のことを定めた上で、「府政だより」、それから大阪府の広報等で住府民に広く周知をし、意見発表者を募集することになります。

ちなみに、先例を申し上げますと、国の環境影響評価制度の在り方について、中央環境審議会の企画政策部会が近畿ブロックのヒアリングというのが行われてございます。そのときの募集は、一般公募で、応募多数の場合は選考という形で行われました。このときの発表者は19名で、1人当たりの持ち時間は8分、全体のヒアリング時間は3時間でございました。

また、府の環境基本条例の策定過程で、公害対策審議会が行いましたヒアリングでは、各委員の先生方から関係団体の推薦をいただきまして、多数の場合、府議会議員の委員に調整していただくという形をとってございます。このときの発表者は、8団体で、持ち時間は各15分、全体の時間は2時間でございました。

次に、意見書を書面でいただく場合の受け付けでございます。これにつきましては、

郵便、ファックス、電子メール、こういった手段があるわけですが、その送付先、締め切り時期、これをあらかじめ定め、府民に周知し、募集することになります。

会長、以上でございます。

○矢吹会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から、二つの方法について、具体的な方法も含めまして、ご説明いただきました。

具体的な運営につきましては、細かい点もございますので、私の方で一定の整理をしながら議論を進めたいと思います。

まず、意見を聴く方法として、審議会の場でヒアリングによりまして意見を聴取する方法と、書面による意見書を受け付ける方法の二つがあるわけですが、私としては、できるだけ広く意見を聴くことが必要かと思っておりますので、両方を行なったらどうだろうかと考えておりますが、この点、いかがなものでございましょうか。

(「異議なし」「異議なし」)

○矢吹会長 ありがとうございます。異議なしの声がございまして、それでは、ヒアリングと意見書をいただくと、二つの方法で府民の意見を聴くというようにいたしたいと思っております。

次に、それぞれの具体的な運営方法でございますが、まず書面による意見書を受け付ける件でございますが、これは郵便あるいはファックス、電子メール等、自由に意見をいただくということで、書面の形式等そういうものは一切決めない方がいいのではなからうかと思っております。

また、受け付け期間等については、提出者が十分に準備ができるように配慮したいと思いますので、その点でよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」「異議なし」)

○矢吹会長 ありがとうございます。

では、そういうことで、具体的な方法をこれから詰めたいと思っておりますので、それにつきましては私の方にご一任に願いたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、審議会でのヒアリングについてでございますが、これについては、意見発表者の募集の条件、募集方法、ヒアリングの時間、意見発表者の選定方法等について、先ほども話が出ましたけれども、これにつきまして検討いたしたいと思っております。

最初に、意見発表者の募集の条件についてでございますが、募集の条件というのは、地域の指定や年齢等のこともございますが、あらゆる方面から広く意見をお聴きすべきだと思いますので、特に条件を課さない方がいいのではなかろうかというように思っています。

次に、募集の方法でございますが、事例としては、先ほど説明がございましたように、国の中央環境審議会が行いました一般公募による方法と、府の公害対策審議会が行った審議会の委員の先生方による推薦という方法がございますが、これにつきましては、できる限り幅広くご意見を聴くという方向で考えまして、一般公募による方法がよいと思っております。

ただいまの条件をつけない一般公募という方法につきまして、何かご意見がございましたらお伺いしたいと思います。いかがでございましょうか。細かい条件をつけないで、一般公募で進めていきたいと。

(「異議なし」「異議なし」)

○矢吹会長 では、そのように進めさせていただきます。

次に、ヒアリングの時間の件でございますが、ヒアリングの時間につきましては、委員の皆さん方はお忙しい身でもありますし、余り長くてもなんですから、2時間から3時間くらいが適当ではなかろうかというように考えております。

したがって、応募された方全員に発表していただきたいわけでございますが、応募者が極端に多い場合は、一定の選考をする必要があるのではなかろうか。応募者が極端に多くなったときの対応をどうするかという問題でございますが、これが大変厄介な問題でございますけれども、発表者については、市民団体、市町村、事業者などの各界からの広範な意見を聴取するということを考慮の上で、抽せんなどできるだけ公正な方法で決定してまいりたいと思っております。

そして、万一選ばれなかった方々につきましては、提出された意見を当日お配りして、これに対応しようと考えておりますが、この点につきましてもいかがでございましょうか。

前回は、先ほど説明がございましたように、8件ございましたけれども、とても今度はそれよりもさらに、一般ということになりますので、応募の数が非常に多いのではなかろうかという気もいたしますので、そういうような方法をとらせていただいて、選に漏れられた方は当日意見書を配っていただくということにしたいと思っております。

○若林（正伸）委員 せっかく決まったみたいところで水を差すようなことで申し訳ないんですけども、この条例自体が、中間まとめにもありますように、住民の意見を十分に聴くということを本旨にしていると思うんです。そういう状況をつくる時に、確かに設定する方は大変だというのはわかるんです。例えば非常にたくさん来たときに、場合によっては何日もかかるというのは大変だとはわかるんですけども、やはり、こういう条例だからこそ、言いたい人の意見を全部聴いてあげる方がいいんじゃないか。

いわゆる事務局の方で日程等があるようで、いつまでにつくらなければならないということもお聞きしてますけれども、ふたをあけてみないとわからんことかもわかりませんけれども、私はやはり意見を言いたい。意見というのは、後ほどそのやり方になったときに若干意見を述べさせてもらうつもりですけども、単に言わせて、聴き置くというだけの意見では、公聴会にならないんじゃないか。この点どうなっているのかといったら、やはり答えてあげるとか、そういうことにしないと、真の意味の住民の意見を聴いたことにならないんじゃないかと思うんです。そうであれば、直接意見を言って、聞きたいという人には、基本的には、そういう機会を上げると。

ちょっと先走って、公聴会の場所のことも、できるだけ参加しやすいという意味では、大阪市の真ん中に出てこいというんじゃないくて、府の施設が3カ所ぐらいあるんですか、北と南と中央と。だからそういう場所も分けてやれば……。委員の先生方は大変だと思いますし、時間はかかると思うんですけども、せっかくこういう条例をつくって、先ほどもあったように、先進的な条例をつくるという意気込みがあるのなら、できるだけたくさんの意見を聴いてあげた方がいいんじゃないかと思います。

○小林委員 異議なし。同感です。

○矢吹会長 文書でも出していただくわけですから、文書でも検討するわけですから、無視したということとは違うのではなかろうかと思いますが、いかがでございましょうか。

○小林委員 お答えはいつするんですか、そしたら。

○矢吹会長 聴くだけですから。公聴会ですから。

○小林委員 やはり答えていかんとあかんのと違いますか。

○矢吹会長 それで終わった後、専門委員会でいろいろ議論をし、それから審議会でも議論をするので、その場で答えというのはちょっと、公聴会とは違ってくるのではなかろうか。したがって、皆様のご意見を聴いた後、専門委員の方にご検討をいただき、この審議会でも検討をして、最終的な案を出そうと、こういうわけでございます。

ですから、無視するわけではないんですけれども、直ちにその場で答えるべき問題とはちょっと性格が違うのではなからうかと思いたしますが。

○小林委員 その場で答えられなくても、聴いた意見に対して、後からでもいいから返していくというのが必要なんじゃないんですか。

○前田委員 この場合、公聴会ということがはっきりされていないから、多少混乱が起きているように思うんです。環境の評価制度を最終的につくるためにご意見を伺うということですから、その場で答えるとおっしゃる方が無理なんです。それを持って帰ってといたしますか、集約して、委員会でさらに検討するというわけですから。私はこちらにあるということだと思っております。

中間とりまとめにもなっていることをお答えするという事は可能かと思いたしますが、それを超えることは、改めて専門委員会で議論をしなければいけない。そういうことだと思っております。

○小林委員 中間まとめに対する質問だとか意見がいっぱい出ると思うんですけれども、それに対しては答えられるわけですか。

○前田委員 ええ、それはそうだと思います。

○小林委員 聞きっ放しでなくて。

○前田委員 はい。

○矢吹会長 大体先生のご意見のようなことなんでございますが、とにかくこれからご意見を聴きまして、それを専門委員会でいろいろご検討いただいて、審議会で最終的な審議をやって、取りまとめていこうというのがこちらの側の進め方でございますので、ご了承を得られればと思いたしますが。

○若林（正伸）委員 しつこいようですが、申し訳ありません。

やってみないとわからんというところはあると思いたします。どのくらい集まるか。しかし、非常に多くなった場合に、2回に分けるとか、そういうことは不可能なんですか。日程とか場所の問題とか。そこで多かったら、抽せんして、あとは抽せんにも漏れたら書面を出させるというのでは、やり方としては余りよくないように思うんですけれども。どうしても不可能の場合にどうするかという問題はあると思うんですけれども、そういうことはできないんでしょうか。例えば2回とか、あるいは2時間でこなし切れなかったらまたやるとか。

○矢吹会長 そういうことになりますと、結局は先生方の時間の問題になるわけですね

ども、こういう会を数回も開かれるという問題になる。そういうことはかなり不可能だと思いますが、もしそれが不可能だとなれば、前回と同じように、先生方から推薦してもらおうという方式もあると思いますけれども。前は、委員の先生方からご推薦をいただいて、そういう団体から意見を拝聴したということでございますが。

とても3回というのは……。せいぜい1回に……。国の場合でも十何人だということになりますが、一般のご意見を拝聴するとなると、大変な数が出るんじゃないだろうか。希望される方が。そうなってくると、何回も開くということはちょっと不可能ではないか。これを皆さん方が何回やっても結構ですよとおっしゃられるのなら、できないわけでもございませんけれども。

で、文書でいただいた方が、皆さんにはむしろ内容がはっきりしていて、いいというなにもあると思いますけれども。

○小林委員 一般公募をして、どれだけ出るかわかりませんが、一般公募をすることであれば、私は2時間、3時間で形式的に終わらせてはあかんと違うかなと思っています。どのくらい出るかわかりませんが、できるだけ多くの方々の意見を聴いて、それに基づいて専門委員会で検討していただく、あるいは審議会でやるというふうにしないと、何のためのそれこそ一般公募になるのかなという感じがします。

○池田委員長代理 いかがでしょうか。公聴会といったヒアリングをね、この全体会議で一応ご意見を聴くということを前提としているわけですね。

○矢吹会長 そうです。次のヒアリングはまた後でなにしてもと思いますが、審議を開いて、そこで公聴会を開こうと、こういうわけです。だから、全員の委員の方々もご出席の上で公聴会をやると。

○池田委員長代理 私、ちょっとひらめいたと言うとおかしいんですけども、もし多くの人の意見をいただいて、それを専門委員会で検討するということになれば、余りに人が多いということになれば、委員を手分けして、二つ三つの会合でそれぞれ意見を言わせていただくということではできないのかなという気はしたんですけども。

○矢吹会長 事務局の方いかがでしょうか。今の先生のご意見のように、組に分けて公聴会を開くと。

○井田委員 広く聴くということですけども、そのことに関してちょっと聞きたいんですが、人の持っている意見というものに幅があるのはわかりますが、大勢の人が来たときには、多数の意見というか、同じような意見も出てくると思うんです。出てきたもの

を全部、しゃべりたいという人の意見を全部お聞きするという事になったら、それぞれ、同じお話が何回も出てくる場合があり得るんじゃないかと思うんです。

もちろん、これだけ大勢の人がこんなふうに言っていますよ、ちょびっとの人はこんなふうに言ってますよということも必要なんですけども、それをある程度整理をするということは、民主主義にもとるのかもとらないのか、その辺も含めたいんですけども、同じような意見もいっぱい出てくると思うんです。それを一々全部、出したからには全部しゃべらせろというふうになって、そして、私たちが分散して、何回も何回も汗水たらしてということになるよりは、私は学生さんらとよく仕事をしますけれども、大体はアンケート形式にして聴く。そして、意見分布の分散はこうで、こうですよというふうな形で出てきて、それをみんなでもう一度、これでいいかどうかということになると思うんです。

もう一つ注意しなければいけないのは、多数の意見がベストかどうか、もちろんわからないということも知った上でこのお話をしているわけですが、少数の意見の中にもすばらしい意見、レベルの高いものというのが、それほどみんなに支持されたものでないということも知っています。でも、その意見をどの程度ピックアップするかということに対することがちょっと気になるんです。出てくるものを全部聴く、それも何回も何回も分けてみんなで聴くということに対して、民主主義を踏襲することに何ら……私は民主主義は守りたいと思っているものですが、それ以上聞きたいんですが、いかがでしょう。

○事務局 先ほど審議会で分けて聴いたらどうかというようなお話も出ました。今までの審議会でそういったことの経験はないわけですが、「環境影響評価制度の在り方」について諮問させていただいておりますのは、環境審議会に対して諮問をさせていただいている。そして、審議会でいろいろ議論を重ねていただいて、一定の結論を出していただくということでございますので、そういう趣旨からいいますと、できるだけ皆さんがお座りのところで、府民の方々の意見をお聴きをして、その上でまた議論をいただく。こういうことが望ましいのではないかと。

ただ、専門的な事項については、専門委員会でいろいろと中間まとめのようなものをつくっていただく。これはこれで結構かと思うんですけども、府民の意見については、全体でお聴きをして、その方がより審議に反映されるといいますか、そういうことになろうかと思っておりますので、それが望ましいのではなからうかと。私が勝手にこう言っても

いけないわけですがけれども、かと思えます。

で、府民の意見を直接反映すべきであるという立場から、いろいろとご意見をいただく。確かにそのとおりでございます。我々もそういう立場で努力をさせていただこうと思っております。

で、回数の問題も、1回だけじゃなしに、複数回とか、あるいは場所についても、いろいろな場所ということでございます。もちろん、できればそういうことにしたいわけでございますけれども、やはり50人という大審議会でございます。また、条例の方も、時間という制限がなければ、いつまでかかってもいいということでございますけれども、せっかく今ある要綱をよりよい成果にしていこうということ、条例に向けての一定のスケジュールを立てているわけですが、できるだけ早くそういう制度を実現させていきますためにも、前回お話しさせていただいたように、12月くらいの答申ということの一つのめどに置きますと、10月後半くらいにヒアリングを済ませていただいて、時間的にはできるだけ——限度がございますが、3時間が限度だと思えますが、そのくらいでいろいろな方々の意見を伺いたい。そして、府民の方々の意見を伺うということは、そういう方々の意見を反映するということですから、必ずしもそこで発表していただくなくも、文書という方法もあるわけでございますので、それは文書で読ませていただいて、また先生方のお目に通るようにさせていただきたいというふうに考えております。

そういうことで、できましたら、会長から今お示しのありましたようなことで進めただけでしたら、非常にありがたいと思っております。

○東田委員 より多くの意見を聴くということについては、趣旨は賛成です。しかし、おのずから物理的に限度があると思うわけです。今おっしゃったように、回数を増やすとか、場所を変えるとか、いろんな形で集約ができると思うんですが、今先生がおっしゃったように、委員会を分割して、班別に意見を聴いていくという一つの方法もあると思うんですが、審議会の委員が情報を共通に持たなくては結論の出方が違うと思うんです。ある公聴会ではAという意見が強かった。別の公聴会ではBという意見が強かった。こちらで聴いた委員とこちらで聴いた委員と違う見解になる可能性があるわけですから、やはり共有のものとしてする方法を考えなくてはならん。したがって、回数とか、発言時間とか、人数とかいうのは、ある程度の制限というのはやむを得んことだと思います。物理的に可能な範囲で、できるだけ多くの意見を聴く。そういう趣旨で取り組んでもらうということがベターではないかと、こう思っております。

○矢吹会長 先ほど井田先生のおっしゃったように、同じ意見の方がたくさんということもございます。そうしますと、ここで皆さんにお諮りしたいのは、環境基本条例のときの公聴会のように、先生方から推薦していただく。そういうような方向に持っていったらいかがでございましょうか。

この前は8団体でしたけれども、今度はもう少し数を多くするとか、そのあたりはまたこちらで検討させていただくことにしまして、先生方の方から推薦していただいて、それで検討すると。今、僕が前回は思い出してなんでございますが、急に変更するわけですけれども、そういう方法をとらせていただいたらいかがでございましょうか。

○若林（正伸）委員 刊行物で流すとか……。人数を制限するというのはやむを得ないと思いますけれども、知らない人もおるでしょうしね。刊行物でやられた方がいいんじゃないでしょうか。

○矢吹会長 いや、一般広報で、そういうつもりですけれども、全員ということになりますと、非常に難しくなるので……。

○若林（正伸）委員 だから、全員というのは私の意見ですから、審議会でもた必要ないと言われれば、それはもうやむを得ないことだと思うんです。

で、同じような意見といたしますけれども、公募したときに、自分の意見を要旨を書いて出すわけでもないんでしょう。だから、同じ意見の人は集約して、その中から何人という選び方は多分できないんじゃないですかね。できるんですか。

○事務局 事務局の方で先ほど説明をさせていただきましたけれども、意見発表を希望する方には、応募の際に、意見要旨をあらかじめ書面で提出していただくということを申しておりました。

○若林（正伸）委員 そうであれば、先ほどどなたか言われたように、ほんまに同じような意見をどうしてもさしてもらわないかんという人もおるかもわかりませんが、それは事務局の方でうまいこと整理してもらっていいかとは思いますが、やはり意見の申し出は一般公募で私はやっていただきたいと思います。

○前田委員 多数の方の意見を伺うということは、まさにもっともなことなんです、ある意味では、時間的な、その他の事由によってそればかりいつまでもやっているわけにもいかないということになると、どれくらいの方のご意見を何回ぐらいにわたってお聴きすることができるのか、ということがポイントになると思うんです。

先ほど事務局の方から最初の原案どおりのご意向があったんですが、私などはこうい

う審議会でなされる公聴会が、どれくらいの頻度で、どれくらいの時間をかけて、どれくらいの人数によってなされることが可能であるのかということが全く見当が付きません。むしろそういうことは、行政の方、あるいは府議会からおいでの方々の方がもっとはっきりしたご意見をお持ちじゃないかと思います。府議会の先生方、それから行政に携わっていらっしゃる方々の具体的なご意見を伺いたいと思います。

○事務局 先例となりますのが、先ほど申し述べました国の方が中央環境審議会でございます。国の法律をつくる前に、いろんな制度を検討したその中央審議会の近畿ブロックのヒアリング、これは直接住民の方からお伺いをした時代がございました。近畿ブロック全体でございます。これが一般公募で、応募多数の場合は、選考という形で行われまして、このときの発表者が19名でございます。約20名でございます。1人当たりの持ち時間が8分でございます。全体の時間が3時間でございます。20人で8分で全体が3時間。そういうことがアセスに関しましてやられた先例でございます。

で、先ほど会長もお話しございました平成5年の公害対策審議会のところでは、委員の先生方からご推薦をいただいて、8団体がおっしゃったということでございます。そのときの持ち時間が1人15分、全体の時間が2時間でございます。

そういうのが先例でございますので、それをご参考にしていただいて、ご審議をいただければと存じます。

○矢吹会長 ありがとうございます。

↑ そういうようなことで、一般公募という声が非常に大きいようでございますので、一般公募にいたしまして、先ほど事務局から説明がございましたように、発表の内容も書いていただくわけでございますから、そういう方から分類いたしまして、できるだけくさんの方、できるだけ長時間ということで、こちらの方で考えさせていただくことにいたしたらいかがでございますでしょうか。

(「異議なし」「異議なし」)

○矢吹会長 では、そのようにさせていただきますので、どうぞよろしくご協力いただきたいと思います。

そこで、ヒアリングは、先ほど申し上げましたけれども、次回の審議会という会議の中で皆さんがお聴きするという基本的な考え方でございますので、委員の皆さん方も大変だろうと思いますが、万障お繰り合わせの上、ご出席いただきたいということでございます。

そこで、ヒアリングの時期と場所でございますけれども、応募期間等を考えますと、早く決めておいた方がいいのではなからうかということもございますので、事務局の方でひとつご提案いただきたいと思います。

○事務局 僭越でございますけれども、直接お伺いをするということになりますと、会場のスペースということで、ある程度のスペースも必要でございますので、仮押さえということでございますが、10月24日（金）午後2時から、場所は、200名収容できる心齋橋プラザビル東館の2階ホールを、とりあえず仮押さえではございますけれども、ご用意をさせていただいております。

以上でございます。

○矢吹会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がございましたように、今のところ、10月24日午後2時から心齋橋プラザホテル東館2階ホールということでございますが、よろしゅうございますでしょうか。

○東田委員 10月24日といえば秋期国体開会の前日です。その前日には各競技団体の代表者会議とかいろいろなことがありまして、それに関係ある人もおると思います。私らもちろん関係ありますが。

○矢吹会長 まことに申し訳ございません。そうすると、どうでしょうか。

○事務局 仮押さえでございますので、その時期といたしますか、その辺の時期ということになります。

○矢吹会長 その前後について、改めてこちらで検討いたしまして、委員の先生方には連絡をとらせていただくということで、こちらでもう一度検討させていただきます。どうも最後の最後まで不手際で恐縮でございます。

それでは、後日連絡を早急にとらせていただきますので、よろしくご協力いただきたいと思います。

今後の審議会の進め方でございますけれども、先ほどからたびたび申し上げておりますように、審議会で府民のご意見を聴取したり、あるいは文書をいただきまして、これらの意見を踏まえまして、もう一度専門委員会を開催していただきましてご審議をお願いして、その上で本審議会をもう一度開きまして、審議を行いたいと思っておりますので、専門委員会の先生方もどうぞよろしくご願いいたしたいと思います。また、専門委員会でご検討いただいたもので、改めてまた審議会を開いて、最終的なご討議をお願い

したいと思っております。どうぞよろしく願いいたしたいと思えます。

それでは、議題1の「環境影響評価制度の在り方」に関する本日の審議は以上で終わらせていただきたいと思えますが、そのほか何かご質問はございませんでしょうか。

大変不手際でございまして、長時間になりまして、まことに申し訳ございません。どうぞ悪しからず。長時間、まことにありがとうございました。

それでは、これをもって本日の審議会を終わりたいと思えます。

(午後4時18分閉会)